

ITER 周辺トムソン散乱計測装置開発用 クリーンルーム空調機の更新

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究開発部 先進プラズマ計測開発グループ

目次

1	一般仕様	2
1.1	件名	2
1.2	目的及び概要	2
1.3	作業範囲	2
1.4	実施場所	2
1.5	納期	2
1.6	納入場所及び納入条件	2
1.7	納入物	2
1.8	検査条件	2
1.9	提出図書	2
1.10	契約不適合責任	3
1.11	支給品及び貸与品	3
1.11.1	支給品	3
1.11.2	貸与品	3
1.12	品質管理	3
1.13	情報セキュリティの確保	3
1.14	知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.15	グリーン購入法の推進	4
1.16	適用法規等	4
1.17	その他	4
1.18	協議	4
2.	技術仕様	5
2.1	作業環境等	5
2.2	作業要領に関する一般的要求	5
2.3	既設空調機の撤去作業	6
2.4	新規空調機の整備作業	7
2.5	提出図書の作成に関する仕様	8

添付資料

別添-1 『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』

別添-2 知的財産権特約条項

1 一般仕様

1.1 件名

ITER 周辺トムソン散乱計測装置開発用クリーンルーム空調機の更新

1.2 目的及び概要

ITER 計画において、日本は周辺トムソン散乱計測装置の調達を担当している。同装置の開発を行うエリアであるクリーンルームの空調機が正常に動作しなくなったため、本件では、既設空調機を撤去し、新規に空調機を整備する。

1.3 作業範囲

- (1) 既設空調機の撤去作業
- (2) 新設空調機の整備作業
- (3) 提出図書の作成

1.4 実施場所

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）

那珂フュージョン科学技術研究所 先進計測開発棟 計測開発室及び屋外機置場

1.5 納期

令和9年2月26日

1.6 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 先進計測開発棟 計測開発室及び屋外機置場

(2) 納入条件

据付渡し

1.7 納入物

空調機：一式

提出図書（1.9 項に示す提出図書を1つのパイプファイル等に綴じたもの）：一式

1.8 検査条件

2章に定める作業の完了及び1.7項に示す納入物の完納をQSTが確認したときをもって検査完了とする。

1.9 提出図書

No.	図書名	提出時期	媒体	部数	確認
1	作業工程表	契約締結後2週間以内	紙	1部	不要
2	打合せ議事録	打合せ後1週間以内	紙	1部	不要
3	火気使用許可願 (QST 指定様式)	作業開始1週間前	紙	1部	要
4	作業要領書	作業開始3週間前	紙	1部	要
5	作業報告書	納期の1週間前まで	紙	1部	要
6	フロン回収行程管理票	随時	紙	1部	不要
7	フロン破壊証明書	作業報告書と同時に	紙	1部	不要
8	再委託承諾願 (QST 指定様式)	受注後速やかに ※再委託等がある場合に提出	紙	1部	要

(提出図書の確認方法)

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、表紙を印刷して、期限日を記載した受領印を押印して電子ファイルにて返送する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは受理したものとする。

再委託承諾願については、QST が確認後、書面で回答する。

1.10 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

1.11 支給品及び貸与品

支給品及び貸与品については、契約条項のとおりとする。なお、QST が支給品及び貸与品の所在等の確認を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。高額な消耗品（10 万円以上）や支給品等のうち、安全保障輸出管理規程上で重要又は高額なもので、長期間（1 か月以上）保管・設置するものについて、1 か月を超えない範囲で保管・設置状況を点検するとともに、保管・設置している期間中に 1 回以上員数確認を行うこと。

1.11.1 支給品

本件の作業に必要な電力を支給する。

提出図書や作業時の掲示物のうち、QST 指定様式で用意する必要があるものについては、その雛形を QST のファイル共有システムを用いて支給する（詳細は、契約後に説明）。

1.11.2 貸与品

本件の作業に必要なクレーン 1 台及び吊り具一式を貸与する。

既設空調機に関する図面及びマニュアル等一式及び作業に必要な先進計測開発棟の図面（コピーした紙又は PDF 形式の電子ファイル）を貸与する。紙ファイルは、作業完了後に直接返却すること。電子ファイルは、本契約の作業完了後に受注者がファイルを消去したことをもって返却とみなす。

1.12 品質管理

受注者は、本契約の履行に当たり十分な品質管理を行うこと。

1.13 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添-1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』に示すとおりとする。

1.14 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添-2「知的財産権特約条項」に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.15 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.16 適用法規等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) クレーン等安全規則
- (3) フロン排出抑制法
- (4) 消防法（溶断・溶接等を行う場合）
- (5) 電気工事士法
- (6) **QST** 諸規程・規則等
- (7) その他、受注業務に関し適用または準用すべき全ての法令・規格・基準等

1.17 その他

- (1) 受注者は、作業前のリスクアセスメントを行うとともに、作業当日に QST 担当者とともにツールボックスミーティングを行い、作業時の安全を確保すること。リスクアセスメントについては、リスクの内容と発生頻度、対応策について QST 担当者に口頭又は電子メールで通知すること。また、必要に応じて、安全確保のために講じた措置を作業場所に掲示すること。
- (2) 本作業を開始する前に QST が行う保安教育訓練を受けること。
- (3) 作業の安全衛生管理は、法令に従い、受注者の責任において自主的に行うこと。免状等が求められる作業は、有資格者に従事させること。QST が免状等の提示を求めた場合には、受注者は、これに従うこと。
- (4) 作業前々週までに以下の掲示物を作成し、QST 担当者に電子メールで送付して確認を受けること。様式は、契約後、速やかに通知する。
 - ① 作業表示
 - ② 作業体制表
 - ③ 非常時連絡系統図
- (5) 受注者は、本作業に先立って QST 内で行われる保安審査等に必要となる書類を作成すること。
- (6) 作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分注意すること。異常が発生した際は、安全確保の上、QST の指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なう恐れのあるものについては、転倒防止対策等を施すこと。

1.18 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。

2. 技術仕様

2.1 作業環境等

- (1) QST 那珂フュージョン科学技術研究所先進計測開発棟内の ETS クリーンルームにおける既設の空調機は、室内機が ETS クリーンルーム内に、室外機が先進計測開発棟の屋外機置場に設置されている。図 1 に先進計測開発棟平面図 (抜粋) 及び ETS クリーンルーム平面図を示す。
- (2) 本件で新設される機器の給電元は既設クリーンルーム制御盤内の富士電機製ノーフェーズブレーカー D63C (定格 : 60A、台数 : 1 台) 及び D53C (定格 : 50A、台数 : 3 台) のうち必要なものを使用すること。
- (3) ETS クリーンルーム内の空調機室内機から屋外機置場の空調機室外機の間は、外径約 150 mm の貫通孔を通して配管で接続されている。
- (4) QST が所有する機器の養生及び本件の作業のための仮置き場の準備は QST が行うものとする。
- (5) 本作業に係る作業において、先進計測開発棟の電気ブレーカー操作は QST が行うものとする。

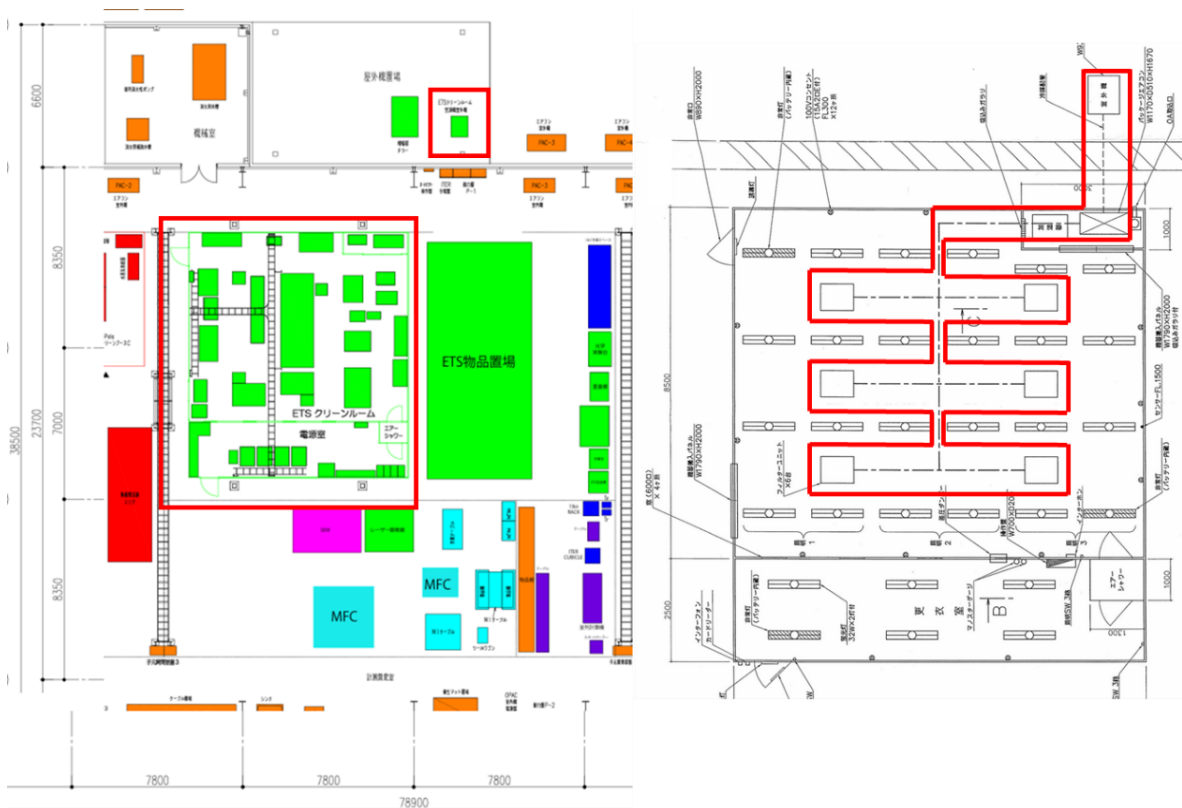


図 1 : 先進計測開発棟平面図及び ETS クリーンルーム平面図

2.2 作業要領に関する一般的要求

- (1) 受注者は、作業に先立ち、作業要領書を作成し、QST の確認を受けること。QST による確認後、作業実施に着手できるものとする。
- (2) ETS クリーンルーム内での作業に必要な、ISO 14644-1 に基づく Class 7 程度の清浄度環境下で使用可能な防塵服、靴、帽子、マスクについては、受注者が用意すること。
- (3) 本件の作業環境を良好にするためにスポットクーラーが必要な場合は、受注者がこれを用意

すること。電力についてはQSTから支給可能である。

- (4) 貸与品に含まれないQST所有物の操作等を除き、試運転までの全ての作業は受注者が実施すること。
- (5) 本件の作業に必要な工具類、保護具、足場等は受注者が準備すること。
- (6) 高所作業にあたっては、労働安全衛生法を厳守するとともに、落下物対策を施すこと。本項(1)に示した作業要領書の作成時に、高所作業における労働安全衛生法への適合性と落下物対策が分かるように記載のこと。
- (7) クレーン作業、玉掛作業が必要な場合、QSTが指定する様式で、クレーン使用届・玉掛作業実施計画を作業要領書と同時に提出すること。また、クレーン運転・玉掛作業日誌を作業日ごとに提出すること。
- (8) 原則として、充電部が露出した状態での電気工事は行わないこと。
- (9) 本件の作業において、配管を溶断するなどのために火気を使用する場合は、作業開始1週間前までに、QST指定の様式で火気使用許可願を作成し、QSTの確認を受けること。QSTによる確認後、作業実施に着手できるものとする。
- (10) 本項(9)に規定する火気使用において、受注者は、作業日当日に警備詰所にて〔火気使用許可証〕及び〔表示板〕を受領し、作業時にはこれらを作業場所に常時掲示すること。
- (11) 本項(9)に規定する作業終了時、もしくは届出期間満了時に、警備詰所へ〔表示板〕を返却すること。
- (12) 本件の作業は、フロン排出抑制法を順守して行うこと。既設空調機からのフロン類の回収に当たっては、フロン回収行程管理票（フロンマニフェスト）を作成して再生・破壊まで行われたことを確実に示すこと。

2.3 既設空調機の撤去作業

- (1) 撤去対象機器は、表1のとおりとする。

表1 撤去対象機器

番号	機器名	概略寸法(mm)	質量(kg)
1	空調機室内機：ダイキン工業株式会社製 FVMP300M	1670×1170×510×1 台	145
2	空調機室外機：ダイキン工業株式会社製 RCMP300M, RCMP300ME, RCMP300MH	1600×930×765×1 台	256
3	室内機-室外機間配線及び配管	配線：15000×5本（アース線含む） 配管：15000×2本	80
4	室内機-クリーンルーム制御盤間配線	18000×10本（アース線含む）	40
5	天井上ダクト	角型：600×600×15000×1本	90

		丸形：Φ200×1500×6本	
6	クリーンルーム内ダクト	900×600×600×1本	5
7	ヒーター-室内機間配管	Φ50×1000×1本	10
8	吸気口 HEPA フィルター：日本無機株式会社製：ATCM-34-Q-A 及びカバー	HEPA FILTER:610×760×150×6個 HEPA FILTER BOX : 720×870×420×6個	HEPA FILTER:各 10 HEPA FILTER BOX : 10
9	空調機ドレン水排水配管（新規空調機の排水配管として再利用する場合は除外）	15000×1本	10

- (2) 既設空調機からフロン類を回収すること。2.2項(12)の規定に従うこと。
- (3) 撤去対象機器の搬出は、先進計測開発棟の西側シャッターから行うこと。車両への積込みは、建屋外で行うことを原則とし、車両のエンジンを切るなど、排気ガスが建屋内に入らないように配慮すること。荒天等の事情により、建屋内で積込みをすることが合理的である場合には、トラックヤードで積込み作業を行うこと。この際にも、建屋内への排気ガスの排出は最小限にとどめること。
- (4) 機器の撤去に伴い、再利用されないアンカーボルトが床面から突き出ている場合、アンカーボルトを切断し、躓きを防止すること。

2.4 新規空調機の整備作業

- (1) 新規に整備する機器リスト及び仕様は、表 2 のとおりである。空調機は、日立社製 RPC-GP140RSH11 1台と同等以上のものを選定のこと。

表 2 新規に整備する機器リスト及び仕様

番号	機器名	仕様項目	数値
1	空調機室内機	冷却能力	14.0kW 程度
2	空調機室外機		
3	排気用換気扇	排気量	300m ³ /h 程度

- (2) 室外機の設置場所は、先進計測開発棟の屋外機置場又は計測開発室内（ETS クリーンルームの屋上を含む）とする。
- (3) 新規に整備する機器は、地震等による転倒、移動、落下等を防止するため、床面、壁面、天井等に固定すること。
- (4) 新規に整備する機器を動作させるため、電気ケーブルの配線及び配管の敷設作業を行うこと。必要となる電気ケーブルの長さは約 30 m、配管の長さはドレン排水用約 15 m、冷媒用約 15 m である。
- (5) 本作業で生じた ETS クリーンルーム及び先進計測開発棟の貫通孔を塞いでシールすること。

- (6) 新設空調機への冷媒の充填を行うこと。新設空調機の冷媒として、ノンフロンガス又は地球温暖化係数の低い冷媒（低 GWP 冷媒）を選択するように努めること。
- (7) 試運転前検査として、DC 500 V の絶縁抵抗計を用いて、電気工事した電線の絶縁抵抗値を測定し、対地 0.2 MΩ 以上を確認すること。
- (8) 新規に整備した空調機の試運転を 1 時間程度行い、以下の項目について異常なきことを確認すること。詳細な要領は、受注者が定め、QST の確認を受けること。
 - (ア) 吹出し口からの風量及び温度
 - (イ) 室内機の結露水の排水
 - (ウ) 運転時の音や臭い
 - (エ) その他、動作が正常であることを確認するために必要な項目

2.5 提出図書の作成に関する仕様

- (1) 作業工程表：QST 那珂フュージョン科学技術研究所での作業時期の他、各提出図書の提出予定時期についても記載すること。
- (2) 打合せ議事録：打合せの内容及び結論を簡潔に記載すること。打合せの結果としてアクションが発生した場合は、担当者及び期限についても記載すること。
- (3) 作業要領書：作業の手順、要領が分かるように記載すること。試運転前検査及び試運転については、測定方法、合否基準を記載すること。作業におけるリスクと安全対策についても記載すること。
- (4) 作業報告書：作業が仕様書の規定及び作業要領書に定めた要領どおりに実施されたことが分かるよう、図表や写真、測定結果等を含めてまとめること。
- (5) フロン回収行程管理票：一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構が推奨する様式を用いて作成するものとする。QST が必要事項を記載した用紙を受け取り、その後の行程での必要事項を順次記載すること。
- (6) フロン破壊証明書：フロン排出抑制法が定める項目を漏れなく記載すること。

以 上

『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』

- 1 受注者は、契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、QST の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
 - (1) 受注者は、契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
 - (2) 受注者は、契約に関して知り得た情報（QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び 計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
 - (3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
 - (4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
 - (5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム 以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
 - (6) 受注者は、委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に関する 行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受けた者に対して、 情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
 - (7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、 これに協力すること。
 - (8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる 被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
- 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
- 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等を行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。

二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定 TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）及び意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示

しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転）

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハマまでに定める場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

（乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄）

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属）

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

- 一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する 第三者に許諾する。
- 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転）

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

（甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾）

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上